

第 1 4 7 回

横須賀市都市計画審議会

議事録



# 第147回 横須賀市都市計画審議会

- 1 日 時 令和5年(2023年)8月7日(月)14時30分～15時40分
- 2 場 所 横須賀市役所消防庁舎4階災害対策本部室  
(Zoomを併用したハイブリッド方式による開催)
- 3 議 題  
令和5年度  
諮問第1号 横須賀都市計画用途地域の変更(案)  
諮問第2号 横須賀都市計画高度地区の変更(案)  
諮問第3号 横須賀都市計画防火地域及び準防火地域の変更(案)  
諮問第4号 横須賀都市計画公園 2・2・3号港町公園、2・2・33号根岸第4公園、3・3・2号諏訪公園、3・3・20号佐島の丘公園の変更(案)  
諮問第5号 横須賀都市計画緑地10号光の丘水辺緑地の変更(案)  
諮問第6号 横須賀都市計画生産緑地地区の指定基準の改定(案)  
諮問第7号 横須賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し(案)  
諮問第8号 横須賀市都市計画マスタープランの中間見直し(案)

## 4 出席者

出席委員氏名	事務局員氏名
村山 顕人 委員長	都市部長 廣川 淨之
脇 千枝子 委員	都市計画課長 斉藤 俊
長谷 善明 委員(代理:工藤交通課長)	都市計画課 主査 境 高宏
亀井 貴嗣 委員	都市計画課 主任 宇野澤 真紀子
小菅 君明 委員	都市計画課 主任 宮崎 寛
松行 美帆子 委員	都市計画課 主任 大橋 加菜
平松 廣司 委員	都市計画課 担当 吉田 光平
三輪 律江 委員	都市計画課 担当 小黒 爽人
川本 伸 委員	
西郷 宗範 委員	
伊関 功滋 委員	農水産業振興課 主査 原 太一
松岡 和行 委員	農水産業振興課 主任 金子 智子
石山 満 委員	農水産業振興課 担当 宇野 瑞穂
以上 13名	以上 11名

(事務局 齊藤課長)

定刻となりましたので、第147回横須賀市都市計画審議会を開催します。恐れ入りますが、着座にてご説明いたします。

なお、今回はオンラインを併用したハイブリッド方式での開催のため、Zoomのレコーディング機能を利用し、審議会の様子を録画いたしますのでご了承ください。

開催にあたり、委員の出席状況をご報告します。

委員16名中、会場での出席10名、オンラインでの出席3名、計13名の方がご出席されており、都市計画審議会条例第5条第2項に規定する開催条件を満たしていることをご報告申し上げます。

小原委員、中村委員、龍崎委員は、業務のご都合により欠席です。

なお、本日の傍聴者はありません。

続きまして都市計画課の担当職員をご紹介します。都市部長の廣川です。都市計画課主査の境です。私は都市計画課長の齊藤と申します。よろしくお願いいたします。

続きまして次第の2、委員のご紹介をさせていただきます。今回、6名の委員変更があり、お手元の資料2「都市計画審議会委員名簿」のと通りの構成となっております。

新たに就任されました委員の方々を、区分ごとの50音順にご紹介させていただきます。

まず、交通管理分野から横須賀警察署長の長谷委員の代理で出席されています、工藤交通課長でございます。

(工藤交通課長)

横須賀警察署交通課長の工藤と申します。長谷署長の代わりで出席いたしました。よろしくお願いいたします。

(事務局 齊藤課長)

続きまして、横須賀市議会議員の委員を5名ご紹介いたします。

石山委員でございます。

(石山委員)

石山でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 齊藤課長)

伊関委員でございます。

(伊関委員)

伊関です。よろしくお願いいたします。

(事務局 齊藤課長)

川本委員でございます。

(川本委員)

川本です。よろしくお願いいたします。

(事務局 齊藤課長)

西郷委員でございます。

(西郷委員)

西郷です。よろしくお願いいたします。

(事務局 齊藤課長)

松岡委員でございます。

(松岡委員)

松岡です。よろしくお願いいたします。

(事務局 齊藤課長)

よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前にお願いがございます。説明は、お手元の画面を使用します。審議の際の発言ですが、挙手いただいた委員の方を委員長が指名しますので、お手元のマイクの右側にある緑色のスイッチを押してから発言し、発言終了後には、もう一度、緑色のスイッチを押してください。

オンラインでご出席の委員は、Zoomの「手を挙げる」ボタンを押し、委員長からの指名後、カメラとマイクをオンにしてご発言ください。発言終了後には、「手を挙げる」ボタン及び、カメラ、マイクをオフにしてください。

次に、お手元の資料の確認をいたします。資料は全部で7点用意しており、資料6の議案書につきましては、あらかじめ皆様にメールで送付した資料と同様のものをご用意しております。オンラインで出席されている委員の皆様は、事前に送付しました議案書をお手元にご用意ください。

それでは、委員長、会議の進行をお願いいたします。

(村山委員長)

それでは、会次第に沿って進めさせていただきます。次第の2、議事録署名委員の指名です。

本日は、商業分野から平松委員、市議会議員委員から石山委員にご署名いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、次第の3、市長から本会に諮問されました議案に入ります。

本日は、都市計画審議会へ意見を聴取する案件が8件ございます。まず、

諮問第1号 横須賀都市計画用途地域の変更(案)

諮問第2号 横須賀都市計画高度地区の変更(案)

諮問第3号 横須賀都市計画防火地域及び準防火地域の変更(案)

諮問第4号 横須賀都市計画公園 2・2・3号 港町公園、2・2・33号 根岸第4公園、3・3・2号 諏訪公園、3・3・20号 佐島の丘公園の変更(案)

諮問第5号 横須賀都市計画緑地10号光の丘水辺緑地の変更(案)

諮問第6号 横須賀都市計画生産緑地地区の指定基準の改定(案)

諮問第7号 横須賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し(案)

## 諮問第8号 横須賀市都市計画マスタープランの中間見直し（案）

以上8件です。

それでは、諮問第1号「横須賀市都市計画用途地域の変更（案）」について、説明をお願いいたします。

（事務局 境主査）

諮問第1号用途地域、第2号高度地区、第3号防火地域及び準防火地域の変更（案）は、第4号公園と第5号緑地の変更（案）に伴う変更であるため、諮問第1号から5号までをまとめてご説明させていただきます。

今回変更しようとする都市計画公園は2.2.3号港町公園、2.2.33号根岸第4公園、3.3.2号諏訪公園、3.3.20号佐島の丘公園の4か所、都市計画緑地は10号光の丘水辺緑地の1か所、計5か所になります。なお、用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域は3.3.20号佐島の丘公園の公園区域変更に伴う、変更となります。これまでの流れです。これら5か所の都市計画公園・緑地は、令和4年3月に策定した「横須賀市都市計画公園・緑地の見直し方針」に基づき変更手続きを行おうとするものです。都市計画公園・緑地の見直しの背景として、20年以上の長期にわたり事業に着手していない都市計画公園・緑地が全国各地に存在しており、その計画区域に対して都市計画法第53条により建築制限をかけ続けていることが課題となっています。都市計画運用指針の改正を受け、神奈川県が都市計画公園・緑地の見直しに向けたガイドラインを作成し、このガイドラインを参考として本市でも見直し方針を令和4年3月に策定しました。見直し方針の中では、見直しの検証対象となる公園・緑地が9か所抽出されましたが、その中で「変更が望ましい」とされた都市計画公園は4か所、都市計画緑地は1か所でした。今回は、この計5か所について都市計画変更を行おうとするものですが、この4公園1緑地はすでに供用開始済みであり、計画当初の目的が概ね達成されている状況です。しかし、都市計画上、一部分が未整備扱いとなってしまうことから、その一部分の土地にかかる都市計画法53条の建築制限解除を目的として「公園区域」を「管理区域」に合わせるよう変更を行うものです。

それでは、変更内容についてご説明します。

まず、2.2.3号港町公園です。現地は汐入町2丁目の住宅地に位置する街区公園です。黄色の囲いのうち、緑色の塗りの部分が未整備となっています。赤色の塗りの部分も公園の管理区域になっています。また、この公園は供養塔がある公園と親しまれており、その供養塔が飛び地にあります。そこで、緑色の塗りの部分から赤色の塗りの部分へ公園区域の付け替えようとするものです。削除する面積0.01ha、追加する面積0.01haであるため、当該公園面積に変更はありません。写真は現地の様子です。

次に、2.2.33号根岸第4公園です。現地は根岸町2丁目の住宅地に位置する街区公園です。当初、三角形の黄色の囲みの区域で計画していましたが、土地区画整理事業が進む中で、四角形の赤い囲みの区域に整備されました。よって、当該公園は、黄色い囲みの部分から赤色の囲みの部分へ公園区域の付け替えようとするものです。削除する面積は0.02ha、追加

する面積は 0.08ha であるため、公園区域の面積は 0.23ha になります。写真は現地の様子です。

次に、3.3.2 号諏訪公園です。現地は横須賀中央駅と汐入駅の間、緑が丘に位置する近隣公園です。北側にある黄色の囲み部分は崖の下にあり、管理区域と分断された土地位置で、公園管理区域からも外れています。このため、黄色の囲みの部分を廃止しようとするものです。一部廃止ではありますが、公園区域を精査した結果、変更前が 1.35ha であったことが判明したため、0.05ha を廃止としても、変更後は 1.3ha となります。写真は現地の様子です。画面左上の部分が廃止する部分になります。

次に、3.3.20 号佐島の丘公園です。現地は佐島の丘の住宅地内に位置する近隣公園です。黄色の囲み、緑色の塗りの部分が未整備となっています。佐島の丘の住宅団地開発計画時は黄色の囲みを予定していましたが、結果として当初計画区域外であった赤色の塗りの部分を含んで赤色の囲みの区域で整備されたため、黄色い囲みの部分から赤色の囲みの部分へ公園区域の付け替えようとするものです。削除する面積 0.01ha、追加する面積 0.01ha であるため、当該公園面積に変更はありません。写真は現地の様子になります。

続きまして、用途地域の変更についてです。先ほどご説明した佐島の丘公園区域は、用途地域、次にご説明する、高度地区、防火地域及び準防火地域の境界線と連動しています。よって、公園区域と合わせて用途地域の境界線を変更しようとするものです。公園区域内が第一種低層住居専用地域、区域外が第一種住居地域ですので、これに合わせて変更します。

続きまして、高度地区の変更についてです。高度地区は、用途地域に連動しているため、用途地域の第一種住居地域が第一種高度地区に、第一種低層住居専用地域が無指定になるよう変更します。

続きまして、防火地域及び準防火地域の変更についてです。防火地域及び準防火地域も、用途地域に連動しているため、用途地域の第一種住居地域が準防火地域に、第一種低層住居専用地域が無指定になるよう変更します。

次は、都市計画緑地 10 号光の丘水辺緑地です。現地は、YRP の光の丘にある「光の丘水辺公園」として親しまれています。こちらは、画面左側の土地が上下水道局の配水池となっており、画面右側のトンネル入り口わきの畑地を含んでいるため、その部分を廃止しようとするものです。削除面積は 0.017ha ありますが、公園区域を精査した結果、公園区域の面積は 14.3ha になります。写真はトンネル脇の現地の様子です。

以上が変更の内容になります。

これら変更しようとする土地すべての所有者へは、直接もしくは文書にて都市計画変更について説明を行いました。特にご意見はありませんでした。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(村山委員長)

ご説明ありがとうございました。諮問第 1 号から第 5 号までまとめてご説明をいただきました。基本的には公園と緑地の変更、それに伴う用途地域等々の変更でございます。今の

内容につきまして、確認されたい事項などございましたら、ご発言をお願いします。

ご意見などがないようですので、諮問第1号～第5号については、原案どおりで異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし

(村山委員長)

ありがとうございました。異議ないと認め、市長に答申することにいたします。

では、次に諮問第6号「横須賀都市計画生産緑地地区の指定基準の改定(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 境主査)

はじめに、議案の訂正についてご説明いたします。本日配布しておりますA3の諮問第6号生産緑地の議案書6ページをご覧ください。新旧対照表右側、改正案の下から2行目のカッコ書き内について、事前に配布した資料では「30度を超えないもの」となっておりましたが、「30度を超えるもの」に訂正しております。

改めまして、画面をご覧ください

諮問第6号 横須賀都市計画 生産緑地の指定基準の改正(案)の説明をさせていただきます。

初めに諮問の趣旨についてご説明いたします。平成28年5月決定の都市農業振興基本計画に基づき、農地の位置づけの転換、法改正等が行われましたので、本市の生産緑地指定基準もそれらに合わせるため、改正しようと考えています。続いて、生産緑地の位置づけについてですが、本市では、平成4年に生産緑地地区の都市計画決定を行い、現在に至るまでの間、市農政部署で営農状況の確認を行い、場合によっては農業協同組合の協力も得ながら当該生産緑地は耕作が継続されています。平成29年の都市緑地法の改正により、「緑地」の定義に「農地」が含まれたことにより、横須賀市みどりの基本計画における生産緑地の位置づけにも変更があり、平成29年3月に策定した横須賀市みどりの基本計画では、生産緑地について目標を「現状維持」と掲げていましたが、令和4年3月の中間見直しでは、生産緑地の今後について、市街化区域内の農地である生産緑地を保全し、特定生産緑地へ移行を促す方針へ変更いたしました。

次に、改正の背景についてご説明いたします。近年の状況の変化、「食の安全への意識の高まり」、「東日本大震災を契機とした防災意識の向上による避難場所等としての農地の役割への期待」、「人口減少に伴う住宅需要の鎮静化等による農地転用の必要性の低下」、「都市環境の改善や緑のやすらぎ、景観形成に果たす役割への期待」を踏まえ、平成28年5月に都市農業振興基本法が策定し、それに基づき、都市農業振興基本計画が決定しました。都市農業振興基本計画では、都市農業振興に関する新たな施策の方向性として、担い手の確保、農地の確保、農業経営支援の充実の方針を示し、農地の確保では、これまでの「宅地化すべき農地」から「都市にあるべき農地」へと大きく転換をして、計画的に農地を保全すること



とされております。その具体的な施策として、生産緑地法の改正に伴って、生産緑地地区の面積要件の最低限度が一律 500 ㎡とされていたものが、条例で 300 ㎡まで引き下げが可能となっており、本市におきましては、令和 2 年 4 月に 300 ㎡に引き下げる条例を策定しております。また、「横須賀市みどりの基本計画」では、これら法改正を踏まえ、中間見直しにて、「農地」は「みどり」として位置づけ、生産緑地を保全し、特定生産緑地に促す改正を行っております。今回、これらの改正を踏まえ、生産緑地を保全しやすくするために、生産緑地地区指定基準を改正させていただきたいと考えております。

主な改正内容についてご説明させていただきます。

1 つ目は、(指定の共通基準) 第 1 (1) の「農地等」の解釈に「都市農業」を追加する改正となります。内容は次の通りとなります。「農地等」の解釈・運用の(イ)に、都市農業の機能を有する土地として、①新鮮な農産物の供給②農業体験、学習、交流の場③良好な景観の形成④都市住民の農業への理解の醸成⑤国土・環境の保全⑥災害時の防災空間を追加します。これらを追加することによって農地等の解釈の幅が広がり、例えば土地所有者以外でも生産緑地を運用できる選択肢を増やすことで、生産緑地の保全や特定生産緑地に促す効果が期待されます。

2 つ目は、(指定の共通基準) 第 1 (2) の「公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること」の解釈・運用の記載を追加します。これまでの基準には、こちらの運用・解釈の定義がされていなかったため、運用・解釈に エ(2)『「公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること」とは現時点で公共施設等の予定地として区域が特定されている土地だけでなく、公園、緑地等の公共施設に活用することができる土地を含むものとします。ただし、著しく急傾斜の崖地(おおむね勾配が 30 度を超えるもの)や極端に不整形な土地は該当しません。』を追加します。

3 つ目は、第 2 の追加指定の基準の見直しです。改正内容としましては、生産緑地を管理・運用していく上で通路の確保を行うため「農地等を適正に管理できる通路に接することとし」を追加します。また、現行の追加基準およびその他の条項の整理を行っておりますので、詳細は議案書をご確認ください。ご説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(村山委員長)

ありがとうございました。それでは、ただいま説明を受けました件について、確認された事項などありましたら、ご発言をお願いします。

(亀井委員)

1 つ確認させていただきたいのですが、先ほど説明のあった 5 ページのところかと思えます。都市農業振興基本法第 3 条第 1 号の規定によって、都市農業が有するとされる次に掲げる機能を有する土地ということで、これは生産緑地、また特定生産緑地の方向性ということで、すごくいい話だとは思いますが、特に②学習とか交流の場、もしくは⑥災害時の防災空間ということで、多分これは流域治水のことも含めて、これから頻発するであろう豪

雨のことも考えて、こういうところもしっかりと生産緑地としてカバーしてくという話だ  
と思うのですけど、私の認識だと生産緑地っていうのは、都市における農業、農地なので、  
そこでしっかりと、レタスやキャベツ等生産物をしっかりと生産していく、農耕作業をして  
いくということで認識しています。しかし、特に②とか⑥になると、そういう農耕作業を少  
し緩和することもできるっていうニュアンスということですか。作業していなくてもこう  
いった機能もあるのだから、そこまで作業に注力しなくてもいいような感じの流れに、向か  
っていくっていう認識も兼ねているのでしょうか。それをちょっと確認させていただきたい  
と思います。

(村山委員長)

ご質問ありがとうございました。では、事務局から回答をお願いいたします。

(事務局 境主査)

ご質問ありがとうございます。

農耕作業をしていくことがまず前提でございます。付加的な話としまして、そういった都  
市農地という新たな概念を追加し、基本的には、農業していく土地に対してというところが  
ベースにはございます。

(事務局 齊藤課長)

追加として、特に②の農業体験などについては、農業として、自立して収入を得るとい  
うような感覚のものではなく、市民農園のように、広義的な意味で農業を続けるようなもの  
についても生産緑地として加えていこうという意味で、少し「農業」としてのハードルは下  
ってくるのかと思います。

(村山委員長)

ご回答ありがとうございました。亀井委員何か追加でご確認したい事項はございますか。

(亀井委員)

大丈夫です。ありがとうございました。

(村山委員長)

ほかに質問はございますか。

(各委員)

なし

(村山委員長)

ほかにご意見などがないようですので、諮問第6号横須賀都市計画生産緑地地区の指定  
基準の改定(案)については、原案どおりで異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし

(村山委員長)

ありがとうございました。異議ないと認め、市長に答申することにいたします。

では、次に諮問第7号「横須賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直

し(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 境主査)

諮問第7号横須賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し(案)についてご説明いたします。

まず、「線引き」とは、おおむね10年後の将来人口予測のもと、都市計画区域について、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などを都市計画に定めるとともに、無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するもので都市計画の根幹をなすものになります。神奈川県では、区域区分、整開保に加え都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針をワンパッケージのものとして見直し作業を進めてまいり、それを「線引き見直し」と称しています。このなかで、都市づくりにおいて柱となってくるのは②の整開保となります。昭和45年の当初線引き以降、7回の線引き見直しを実施しており、今回で8回目になります。

次に整備、開発及び保全の方針の位置づけです。赤枠の整備、開発及び保全の方針は、神奈川県総合計画や神奈川都市計画マスタープランに基づき神奈川県が決定するもので、①神奈川県が広域的観点から考える三浦半島都市圏域の将来都市像や、②主要な都市計画の決定の方針などマクロ的な都市づくりを定めます。それに対し、この後の諮問第8号で説明する青枠の横須賀市都市計画マスタープランは①地域の実情をよく知る市が考える、地域の土地利用や生活像を踏まえた将来ビジョンや、②地区別のあるべき市街地像、整備課題に応じた整備方針、都市施設の計画等をきめ細かく総合的に勘案し都市計画の方針として定めるものです。赤枠の整開保よりミクロの視点から組み立てる都市づくりの方針です。

線引き見直しの流れですが、第8回線引き見直しは令和3年度に県が有識者による検討会を開催して以降、見直しに向けた基準等を検討してきました。そして、今年度から具体的に区域区分や整開保などの方針をどのように見直すか検討を始めております。本日は、主な変更点のご説明をさせていただきます。そして、本日はご意見等や庁内関係部局との調整を行い、次回都市計画審議会にお諮りしたのち、来年、令和6年秋前までに案の申出を行う予定です。

①区域区分の主な変更は、市街化区域への編入は埋立てに伴い市域となった土地の編入1件と、所有者からの要望により区域境縁辺部の畑地部分の市街化調整区域への編入1件の合計2件になります。そのほか、事務的変更が170件以上ありますが、これは調査を通じて地形図の修正があったものや、法定図書である計画図と公図の錯誤の是正などが含まれており、実質的には変更がないものになります。

整開保の構成について、こちらは整開保のうち三浦半島広域都市計画圏の方針の構成になります。青枠の第1章は県が作成するもので、第2章1, 2は県が作成したものを市が確認するものであり、赤枠部分の第2章3主要な都市計画の決定の方針と4都市防災に関する都市計画の方針について、現在、市で具体的な検討を進めています。

主な変更点は「用途地域等の見直し」や「風致地区の区域や種別の見直し」について、今

後、それらの変更が柔軟に行えるよう、「地域の実情を勘案し、必要に応じて」を追加したことです。そのほか「東京湾口道路」や事業や開発が完了したものについて削除する予定をしています。

そのほか大きな変更はございませんが、都市再開発の方針では、市街地再開発事業の都市計画変更を受けて追浜駅前周辺地区の区域の修正と住宅市街地の開発整備の方針では、宅地造成など主な整備が完了した佐島地区を重点地区から削除します。説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(村山委員長)

ご説明ありがとうございます。それでは、ただいま説明を受けました件について、確認されたい事項などありましたら、ご発言をお願いします。

(各委員)

なし

(村山委員長)

それでは、私から1点よろしいでしょうか。

いわゆる逆線引きと呼ばれる、市街化区域から市街化調整区域への編入については、地権者からご要望のあった1件ということで、申し出だったということで問題ないと思うのですが、昨今水害とか土砂災害が全国的にも頻発していて、それに対して、特に人口が減少している自治体においてはその災害危険度の高いところを逆線引きする、つまり市街化区域から調整区域に編入しようと検討している、なかなかこれ決定まで至らないのですが、そういった事例も聞きます。横須賀市の場合、そういう検討がなされたのかどうかお聞きしたいと思います。案としては今日お示ししていただいたとおりですが、災害と線引きの関係について検討いただいたことがありましたら、共有していただけると幸いです。

(事務局 宮崎主任)

事務局の宮崎と申します。主に災害リスクとまちづくりの関係ということだと、昨年度、立地適正化計画を策定した際に、防災指針というものを作成しました。その中で検討は行いましたが、横須賀における水害として河川の浸水の想定区域はありますが、そこまでひどい状況というわけではありません。水害については、あくまでハザードマップの周知や今後地域からのお声が上がれば、例えば、土地のかさ上げを伴う地区計画をかけるとか、垂直避難が可能なようにするために容積率を緩和するような手法が、用途地域の容積緩和などが、今後、考えられるかと思えます。横須賀市の一番のリスクとしては、土砂災害になってまいります。土砂災害も、一か所に固まって存在しているというよりも、市域に散在しているような形なので、そこだけ一点を捉えて逆線引きしたとしても、その地域全体の安全性といったものが、どこまで向上するのか、逆線引きすることによってどこまで効果があるのか、効果があると言えるようなものはあまりないのではないかと考えております。

土砂災害で安全性を高めていくのであれば、例えば、集落全部を逆線引きして、できるだけそこには人は住まわせる、近寄らせないようにするような方向性でないと、実効性がない

のではないかと考えております。なので、当面は、そういった土砂災害の箇所につきましては、国や神奈川県さんと協調しながら、土砂災害の対策として防止工事等を行っていくことが主になってくるかと思えます。以上です。

(村山委員長)

丁寧なご説明ありがとうございます。よくわかりました。

他にご質問等ございますか。

(松行委員)

整開保の主な変更点というところで3つ上がっていますが、この追加1の用途地域などの変更、あと追加2の風致地区の、区域や種別の見直しというのがありますが、わざわざこれをここに入れるということは、今後このような変更や見直しが出てくる可能性が高いという見込みでこれを入れるということか、教えていただけますでしょうか。

(村山委員長)

ご質問ありがとうございます。事務局から回答をお願いいたします。

(事務局 境主査)

諮問第8号で出ささせていただいております都市計画マスタープラン中間見直しでもご説明しようと思っておりますが、昨今、社会潮流やコロナ禍以降、色々と社会の情勢の変化に伴って、地域ごとの実情の見直しというのが、頻繁に出てくる可能性があるというところがございます。整開保自体が5年ごとの見直しであるため、なかなか動きが取りにくいところもありまして、都市計画マスタープランの方で柔軟に動けるスタイルにしようと思っております。それに伴って、整開保の方も、今まで限定的なものしかあげていなかったことから、そこに加えて、柔軟に対応できるような方向へ持っていけたらと、考えているところです。以上になります。

(松行委員)

ありがとうございます。よくわかりました。

(村山委員長)

ほかに何かご質問等はございますか。

(亀井委員)

今の整開保のところをご説明いただいて、追加1、追加2を、ご指摘いただいたところですが、追加3のところ、浸水リスクの低減という話で、ハード、ソフトの両面からやるよって話ですが、ある程度具体的なところが決まっているようでしたら、どんな感じになるのか、ちょっと雰囲気を知ってみたいと思います。

(村山委員長)

はい、ありがとうございます。このポンプ場の追加とカッコ書きが書いてあるので、何か具体的な質問がありますか。事務局、いかがでしょうか。

(事務局 宮崎主任)

下水道のポンプ場の話ですが、通常、ポンプ場は都市計画決定されているものです。しか

し横須賀市の場合、平成12年に、ポンプ場を全て削除してしまった変更を行っております。

昨今の水害のリスクに対してどう考えるかっていう時に、上下水道局の方とも協議しながら、このポンプ場をもう一度都市計画の方に位置づけた方がいいのではないかとということを検討しております。

そのような変更を考えているというところでございます。

(村山委員長)

亀井委員いかがでしょうか。

(亀井委員)

分かりました。まだ途上の話ですので、また具体的に分かるのであればまた教えてください。以上です。ありがとうございます。

(村山委員長)

その他いかがでしょうか。

(各委員)

なし

(村山委員長)

それでは、ほかにご意見などがないようですので、今回の案件は継続的に審議していくものとして、質疑等を踏まえて原案の通り事務局で検討していただくことでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(村山委員長)

ありがとうございました。こちらについては継続審議とさせていただきます。

では、次に諮問第8号「横須賀市都市計画マスタープランの中間見直し(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 境主査)

諮問第8号横須賀市都市計画マスタープラン中間見直し(案)の説明をさせていただきます。

都市計画マスタープランとは都市計画法第18条の2の規定に基づき、都市計画に関する基本的な考え方を示すものであり、住民意見等を反映しながら策定する計画です。「横須賀市都市計画マスタープラン」は、本市の最上位の計画に位置付けられる「YOKOSUKAビジョン2030」、「横須賀再興プラン2022-2025」の将来都市像について、都市計画の観点で基本的な考え方を示すものとなります。都市計画法に基づき定められる各種の都市計画は、都市計画マスタープランに即することとされています。

本市では、平成28年に横須賀市都市計画マスタープランを改正し、令和18年を計画目標としていますが、コロナ禍以降大きく社会情勢が変化し、さらに上位計画である本市の基本構想・基本計画が令和4年3月に改定されたことを受け、計画の目標年次はそのままにと

した中間見直しとなります。

そのため主な内容としては、①上位計画との整合②昨今の社会潮流で求められる都市政策を盛り込んだ計画づくり。例えば、コロナ禍を契機としたライフスタイルの多様化を捉えたまちづくり、人中心の豊かな生活の実現、地域の新たな価値の創造、DXとGXの推進などが考えられます。③社会ニーズや現場の変化に柔軟に対応できる、構成と運用方法の見直し、これについては次のページで説明します。④多様な主体が興味を持ってもらえる計画書とするための内容変更。これは、総合力によってまちづくりを行うためには、計画書に関心を持ってもらうことが必要と考えており、読みやすい構成・デザイン・ボリューム等に配慮した計画書へ見直しを行います。

次に計画書の構成の見直しについて説明します。現行の計画書は5つの章で構成され、課題としては、第1章から第3章が、似たような内容が繰り返され、記載内容が細かすぎるため、都市づくりの大きな方向性が捉えにくいこと。第4章の地区別まちづくり方針が、行政センター管区で示されており事業単位とは異なることや、計画見直しを待たないと新しい内容を反映できないこと。第5章の推進方策が、計画見直しまで新たな方策を示すことができないことなどがありました。そこで改正後の計画では、第1章から第3章までは、現行計画の整理を行いながら10年後及びその先も見据えた「本計画の軸となる指針」としたいと考えます。第4章と第5章は、新たな方針などを適宜、追加・見直しができるようにして時代に即した計画にしたいと考えます。

改定後の計画は第3章の分野別方針の区分は分かりやすさを重視して、「都市」「住宅」「交通」「自然」の4分野に分け、「防災」「観光・文化」「景観」などは横断的に盛り込むことを想定しています。第4章第5章の地区別テーマ別方針や推進方策では、計画や事業に合わせて策定した方針等を、随時、盛り込むよう、適宜、追加・見直しを行います。方針の策定の際には、関係する市民・事業者等に個別ヒアリングなどを行います。

スケジュールの大きな流れとして、令和5年度中に計画の骨子を確定し、令和6年度秋ごろまでに計画案を作ります。その後、市民説明会やパブコメを行い、取りまとめをしたのちに令和6年度末に公表を行います。計画案確定までの都市計画審議会とのスケジュールとしまして、骨子確定前、計画案確定前、公表前にそれぞれ諮問させていただきたいと考えています。しかし都市計画審議会で審議するボリュームが多くなることが想定されるため、特別委員会を設置して、集中的に審議していただきたいと考えております。あらかじめ特別委員会で審議された事項を、都市計画審議会に報告するという進め方を提案いたします。また、第4章第5章に該当する地区別テーマ別方針の具体的検討も同時に進めながら、運用方針の内容策定につなげたいと考えています。

スケジュールの説明で提案させていただいた、都市計画審議会特別委員会についてご説明いたします。特別委員会は、都市計画審議会に係る都市計画関係事案の諮問等に関する基準及び事務処理に関する取扱要領の第9条に規定されており、審議会から付託された特別の事項について調査審議するもので、委員長が指名した審議会委員及び市長が委嘱した臨

時委員で構成するものとし、その上限は7名以内となっています。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(村山委員長)

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明を受けまして、ここでは2つのことを審議したいと思います。

一つは、見直しを始めているマスタープランの内容や構成にかかわる部分。もう一つは、最後にご提案のありました特別委員会の設置についての審議です。

まず初めに特別委員会の設置について決定したいと思います。

事務局より都市マスタープラン中間見直しの審議について特別委員会に付託することの提案がありましたが、私も専門的な内容について集中的に審査するにあたり、特別委員会を設置することが良いのではないかと考えておりますので、ご提案に賛成です。

特別委員会を設置することについて何かご意見はございますでしょうか。

(各委員)

なし

(村山委員長)

特に特別委員会の設置について異論はなさそうですので、特別委員会を設置しまして、都市計画審議会に先立って、都市計画マスタープラン中間見直しに関する審議をしたいと思っております。特別委員会の委員ですが、まずは骨子の素案を作るので、スタートは私、都市計画審議会委員長と職務代理者の松行委員、それから市民委員の方に入ってください、その後、審議する内容に応じて専門の分野の方に臨時委員として加わっていただくような方式が良いと思っております。なお、市民委員は、協委員か小原委員のどちらかに入っていただきたいのですが、本日小原委員がご欠席のため、後日市民委員の意向を確認しながら決定させていただければと考えております。

そのような形で特別委員会の設置について進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(村山委員長)

では、特別委員会の設置、運用については、異議がありませんので、進めたいと思っております。それでは改めまして、都市計画マスタープラン中間見直しの内容やスケジュールについても何かご質問等ございましたらご発言お願いいたします。

(各委員)

なし

(村山委員長)

私からよろしいでしょうか。改定後の計画の目次の4章が、地区別テーマ別方針と書いてあって、これは地区別なのかテーマ別なのかどちらなのか、ちょっと気になってしまったのですが、これは、必要な地区についてはその地区に関する方針を定め、必要なテーマについ



ては横須賀市全域でもって方針を作る、そういった必要な地区と必要なテーマについて深く書くために、どちらでも選択が可能だということによろしいのでしょうか。追加説明お願いします。

(事務局 境主査)

委員長のおっしゃる通りでございまして、これまで地区別ということ、ある地区に限定してここをこうしましょうというのはあったところではありますが、全域に関して、例えば、昨今でいう空き家や空地の問題とか、そういったものを挙げて、市全域で考えるべきテーマというのも出てくるであろうと想定しております。そのために地区別だけでなく、テーマ別というものを追加して入れてございまして、そういった問題をどちらかで捉えていければと考えております。

(村山委員長)

わかりました。5ページにおいて第3章は分野別方針でありまして、分野とテーマはどう違うのかとか色々気にはなってくるのですが、ご提案ですと、分野別の方針は、都市計画マスタープランの柱である、都市、住宅、交通、手段の4つをまずはちゃんと抑えて、10年後、およびその先を見据えた、軸となる指針を作った上で、地区別テーマ別のところは、先ほど例示していただいたように、何か緊急に取り組む必要がある時、例えば空き家対策や他にも議論する中で出てくるようなテーマを設定していくという、そういう理解でよろしいですか。

(事務局 境主査)

そのとおりです。

(村山委員長)

ありがとうございました。

他に都市計画マスタープランの内容についていかがでしょうか。

(各委員)

なし

(村山委員長)

内容を検討してみないとなかなか具体的には見えてこないもので、ひとまずこのまま作業を進めるということによろしいのかなと思います。

それでは、他にご意見ないようですので、この件につきましても継続的に審議していくものとして、原案のとおり事務局で検討していただくことによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(村山委員長)

ありがとうございました。こちらについては特別委員会を設置し、内容について継続審議し、審議会でも審議させていただきます。

本日の議事はこれで終了しましたが、事務局より何か報告事項などございますでしょうか。

か。

(事務局 齊藤課長)

事務局から1点ございます。

審議会におけるコンピュータの使用における規約の改定についてです。事務局から説明させていただきます。

(事務局 吉田)

事務局の吉田と申します。今お配りしました資料「都市計画審議会の会議の傍聴に関する実施要領の改正について」をご覧ください。

昨今の電子機器の状況及び3月定例議会の総務常任委員会において議会からの意見を受け、本市総務部からの通知があり、傍聴者がメモをする際に電子機器の使用することができる規定に要領を改正いたします。変更箇所は、横須賀市都市計画審議会運営要領第7条第2項第7号を変更前は、「コンピュータは使用しないこと」となっておりましたが、変更後は、「メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りではない。」と変更いたします。以上です。

(村山委員長)

ご説明ありがとうございます。この件につきましては、何かご質問等ありますでしょうか。

これは都市計画審議会に関わらず、他の審議会等を含めて全てこういったような規定改定をされるということですか。

(事務局 齊藤課長)

基本的には、総務部の方から一括で、こういったような改定をしてほしいという依頼がありました。

(村山委員長)

わかりました。特に問題ないと思いますので、お進めいただければと思います。

他に何か、報告事項等ありますか。

(事務局 齊藤課長)

次に今後の審議会開催予定についてお伝えいたします。次回の都市計画審議会は、令和6年の年明け頃を予定しております。ここでは、引き続き第8回線引き見直し(案)及び都市計画マスタープランの見直し(案)などを報告させていただきたいと思っております。審議会の開催日が決まりましたら、通知にてお知らせいたします。

以上で事務局の報告を終わります。

(村山委員長)

それでは、本日の審議회를終了いたします。ご審議ありがとうございました。

—了—

議事録署名委員

議事録署名委員